

# 茶源郷ポイント利用規約

## 第1章 総則

茶源郷ポイント利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条(サービスの概要)

茶源郷ポイント利用規約(以下「本規約」といいます)は、和東町(以下「発行者」といいます)が、発行する茶源郷ポイントに関するサービス提供に関し、利用者の利用条件および遵守事項ならびに発行者およびユーザーの権利義務関係を定めるものです。茶源郷ポイントカード(以下「本サービス」といいます。)を利用する方は、本規約に従って本サービスをご利用いただきます。本サービスを利用することによって、本規約に同意したものとみなします。

#### 第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 茶源郷ポイント(以下「ポイント」といいます):本サービスを通じて発行され、利用者が加盟店等で商品の購入やサービスの利用の際に利用できるポイント。1ポイントは、1円相当で利用できます。
2. 利用者:本規約に同意し、ポイントの取得・利用を行う個人。
3. 運営者・役場:本サービスの運営主体である運営者名。和東町を指します。
4. 加盟店:ポイントの利用を認める事業者として運営者が登録した店舗または施設。
5. 茶源郷ポイントカード:ポイントの取得・利用を行うためのカード。
6. 個人情報:「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報。
7. 対象商品・サービス:加盟店がポイント利用を認める商品・サービス。加盟店によって異なる場合があります。
8. 本規約:茶源郷ポイント利用規約。
9. システム:本サービスの運営に必要なシステム全体。
10. 有効期限:ポイントの有効期限。
11. 第三者:ご本人およびその同居するご家族以外の者。

#### 第3条(利用資格)

本サービスの利用資格は、和東町に住民票のある個人とします。

## 第2章 ポイントの取得と利用

### 第4条(ポイントの付与)

1. ポイントは、地域イベントへの参加やその他運営者が定める行為によって付与されます。ポイント付与の対象となる行為、付与上限などは、運営者が定めます。運営者は、必要に応じてこれらを変更する場合があります。
2. ポイント付与は、運営者の任意のタイミングで行います。
3. 付与条件を満たさない場合、または不正な手段でポイントを取得しようとしたと認められる場合、ポイントは取り消されることがあります。不正利用が疑われる場合は、運営者による調査が行われます。調査に協力しない場合は、ポイントの利用を停止、または、茶源郷ポイントカードを剥奪することがあります。
4. ポイントの付与は、システムの都合、または運営者の判断により遅延または中断する場合があります。

### 第5条(ポイントの利用)

1. ポイントは、運営者が指定する加盟店において、対象商品・サービスの購入に利用できます。ポイントカードを加盟店従業員に提示して決済をしてください。会計の際、ポイントカードを複数枚利用する場合は、1枚ずつ決済を分けた場合に限り、複数枚利用可能となります。ポイントカードの提示がない場合、または始めに提示されなかった場合は、本サービスを利用できないため、ご注意ください。
2. 1回の決済で利用できるポイント数の上限は、加盟店および対象商品・サービスによって異なる場合があります。
3. ポイントは、第三者への譲渡、換金、転売はできません。本カードは、換金、返金、払い戻しできません。
4. ポイントの有効期限は、原則として、ポイント付与された年度の3月31日までとなります。
5. ポイント有効期限を過ぎたポイントは失効します。失効したポイントの再発行はできません。
6. ポイントの残高照会については、各加盟店または役場へお問い合わせください。
7. ポイント利用に関するトラブルは、原則として加盟店と利用者間で解決していただきます。運営者は、紛争解決に協力する義務を負いません。ただし、運営者の故意または重大な過失が認められる場合は、この限りではありません。
8. ポイントの利用は、各加盟店の営業時間に準じます。
9. 本カードは、ご本人およびそのご家族に限りご利用できます。第三者への貸与や譲渡は、できません。不正に複数枚のカードを利用している疑義が明らかとなった場合、運営者から確認をさせていただく場合があります。
10. 本カードは、折り曲げたり、汚したりしないでください。

## 第3章 カード発行と退会

### 第6条(カード発行)

1. 茶源郷ポイントカードは、和束町に住民票がある住民を対象に発行します。
2. 茶源郷ポイントカードの提供は、運営者から行います。
3. 茶源郷ポイントカードの再発行申請は、役場にて受け付けます。

### 第7条(退会)

1. 利用者が本サービスの利用を終了し、退会しようとする場合は、役場にて受け付けます。
2. 利用者が和束町の住民でなくなった場合は、自動的に退会扱いとなります。
3. 本サービスの退会時、利用者が保有しているポイント残高は失効します。
4. ポイント残高は退会翌月における運営者の任意のタイミングで失効となります。

## 第4章 禁止事項と責任

### 第8条(禁止事項)

利用者は、以下の行為を行ってはなりません。運営者側から利用者の以下の行為が確認された場合、運営者の判断によりポイントカードの利用を停止する場合があります。

1. 不正な手段によるポイントの取得または利用(ポイントカードの複製、偽造、不正なポイント付与の申請、ポイントカードの不正利用、ポイントの不正取得を含む)
2. 第三者のポイントカードの利用
3. 第三者へのポイントカードの譲渡・貸与・質入れ
4. ポイントカードの紛失・盗難時の届け出義務の怠慢
5. 公序良俗に反する行為
6. 法令違反行為
7. その他、運営者が合理的な根拠に基づき不適切と判断する行為

### 第9条(責任)

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、善良な管理者の注意義務をもって行動する必要があります。ポイントカードの紛失・盗難には十分注意してください。ポイントカードの紛失・盗難時は運営者に速やかに届け出を行ってください。紛失、盗難、改ざんによるポイントの不正利用については、利用者自身の責任となります。ただし、運営者の故意または重過失が認められる場合は、この限りではありません。
2. 利用者の故意または過失により発生した損害については、利用者が責任を負います。
3. 運営者は、天災地変、システム障害、その他不可抗力によって生じた損害については、責任を負いません。ただし、運営者の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
4. 運営者は、天災地変、システム障害、停電、戦争、内乱、暴動、その他の不可抗力、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、争議行為その他運営者の責めに帰することのできない事由や、その他正当な事由により、本サービスの運営が継続できなくなった場合、予告なく、本サービスを変更、停止、終了する場合があります。ご了承ください。
5. 運営者は、本サービスに関連して利用者間で発生した紛争について、一切責任を負いません。
6. 運営者は、ポイントカードの紛失、盗難、破損等によるポイントの消失について、一切責任を負いません。ただし、運営者の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

## 第5章 個人情報保護

### 第10条(個人情報の取り扱い)

運営者は、取得した個人情報を、本サービスの運営、サービス向上のための分析、問い合わせ対応、不正利用防止、その他本サービスに関連する業務遂行の目的で利用します。個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。

## 第6章 規約の変更とその他

### 第11条(規約の変更)

運営者は、必要に応じて本規約を変更することがあります。変更後の規約は、運営者のウェブサイト等に掲載します。変更後の規約に同意できない場合は、本サービスの利用を停止(退会)してください。

### 第12条(準拠法と裁判管轄)

本規約は日本法に準拠し、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第13条(問い合わせ先)

本サービスに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

和束町 〒619-1295

京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14-2

0774-78-3001(受付時間 平日 8:30~17:15)

### 附則

本規約は 2025 年3月3日に制定されました。